

第1回砂川市総合計画審議会 議事録

日 時：令和元年6月4日 午後3時30分から午後4時30分

場 所：砂川市役所 本庁舎3階 大会議室

出席者：

【審議会委員（会長、副会長、以下五十音順 敬称略）】

会長 其田勝則、副会長 岡本昌昭、石家裕二、大橋俊彦、河端一壽、北市裕之、久保敬介、熊谷仁美、齊藤邦宏、佐々木孝一、佐藤大将、高西浩未、高村雄渾、坪江利香、中道盛之、松原重俊、明円 亮、山崎義彦、山田 巖

欠席者：瀬戸敏子、八戸めぐみ

【砂川市関係者】

市長 善岡雅文、副市長 湯浅克己、教育長 高橋 豊、総務部長 熊崎一弘、市民部長 峯田和興、保健福祉部長 中村一久、経済部長 福士勇治、建設部長 近藤恭史、建設部技監 小林哲也、教育次長 河原希之、市立病院事務局長 朝日紀博、市立病院事務局審議監 山田 基、消防長 青木 治

【事務局】

政策調整課長 井上 守、政策調整課長補佐 玉川晴久、政策調整課企画調整係長 谷地雄樹、政策調整課企画調整係主任 藤田美穂、政策調整課企画調整係主事 長谷川 亮、政策調整課企画調整係主事 高橋宏輔

1. 開会

総務部長：皆様、本日は大変御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、砂川市総合計画審議会委員委嘱書交付式並びに第1回審議会を始めます。

2. 委嘱書交付

総務部長：それでは、はじめに委員の皆様方に善岡市長から委嘱書を交付いたします。市長が皆様の席の前に参りますので、その場で御起立の上、委嘱書をお受取りいただきますようお願いいたします。

～ 委嘱書の交付（五十音順 19 名へ交付、2 名は欠席のため後日交付）～

総務部長：以上で委嘱書の交付を終了いたします。

3. 市長挨拶

総務部長：引き続き、善岡市長よりご挨拶を申し上げます。

市長：ただ今 21 名の皆様方に、第 7 期総合計画審議会の委員に委嘱させていただきました。本当にお忙しい中、委員を引き受けていただきまして大変ありがとうございます。この計画は砂川市の最高上位の計画であります。期間は 10 年間ということでございまして、その前の第 6 期総合計画は令和 2 年度までの期間となっております。令和 3 年からの 10 年間の計画を作る訳でございますけれども、総合計画は第 6 期から大幅に内容を変えまして、ある程度皆様方から見ても、その事業が本当に達成したのかがわかるような成果指標という方式を導入しました。第 6 期ではまだ試行段階でありまして、現実的にはその後検証しますと、その指標が、本当にその事業に適していたのかなど疑問に残る指標もいくつか出てきました。それは今回、理論付けをしながらある程度皆様の理解のもとに、その進捗状況をはかる指標を新たに選んでいきたいという思いがございまして、計画全体も最初から皆様方に作っていただくという考えはございません。たたき台はある程度行政が作り、その内容が市民から見て本当に適切なのかというところを判定していただきたい。私も総務部長の時には、わりと行政の方から計画を作るということをやってきたけれども、市長になって、今一度外に出て色々なことを経験しますと、外の方から市役所を見ることができるよう。そこにはやはり少し感覚の違いが現実にはございます。その部分を皆様方にしっかり審議していただいて、素晴らしい計画を作っていただきたい。少なくとも第 6 期のこの形式は道内どこに出しても恥ずかしくない様式で作りました。それをさらに皆様方の方で、より「北海道砂川市の総合計画は違うんだ」というような計画にしていきたいという風に思います。計画については、来年の 6 月まで 11 回ほど審議を予定しているということでございまして、大変長い間、お忙しいと思っておりますけれども、皆様方のご協力、ご支援をお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 自己紹介

総務部長：ここで、委員の皆様から、席の順に自己紹介をお願いしたいと思います。

～ 委員自己紹介 19名（2名欠席） ～

総務部長：委員の皆様、大変ありがとうございました。続きまして、砂川市より職員の自己紹介をさせていただきます。

～ 職員自己紹介（副市長より順に事務局職員まで 18名）～

5. 総合計画審議会について

総務部長：それでは、引き続きまして、審議会の第1回の会議に移らせていただきます。まず、はじめに、5番目の総合計画審議会につきまして事務局から説明をさせていただきます。

事務局：それでは、総合計画審議会につきまして、お配りしております砂川市総合計画審議会条例に沿って、ご説明をさせていただきます。

まず、本審議会は、第1条の設置及び第2条の所掌事項に掲載の通り、砂川市総合計画の策定に関し、市長の諮問に応じてその必要な事項について調査審議し、意見を具申することを目的として設置したものであります。

次に、構成であります。第3条に、審議会は、委員21人以内で構成するとされておりまして、今回は、学識経験を有する方7名、及び、公共的団体の代表の方7名の他に、その他市長が必要と認める方といたしまして、公募による市民委員7名を加えて構成をしております。

また、委員の任期につきましては、第4条に、総合計画の諮問に係る調査審議が終了したときまでとしておりまして、具体的には、市長への答申を行っていただいた時点で、審議会は解散をさせていただくことになるものと考えております。

次に審議会の運営であります。第5条では、審議会に会長、及び副会長をそれぞれ一人ずつ互選により置くこととし、また、第6条では、審議会の会議は会長が招集し、委員の過半数以上の出席により成立することになっております。

次に審議会の組織ですが、第7条に規定していますように、審議会の中に部会を置くことができることになっております。総合計画の策定に関しまして、

まちづくりの分野が多岐にわたりますことから、まずは、部会を設置することで市民生活や産業振興といったそれぞれの分野別に別れて、まちの現状認識やこれからのまちづくりを検討していただき、そのうえで審議会の全体会議において、分野別の意見等をまとめながら総合計画を作り上げていくことができるようになっております。

最後に、審議会の庶務は総務部政策調整課において行うこととし、この条例の定めるもの以外の審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとしております。なお、その他具体的な審議の内容や進め方等につきましては、後ほど策定方針の中で説明させていただきたいと思っております。簡単ですが、以上で説明を終わります。

総務部長：ただいま、事務局から説明がありましたが、御質疑等ありませんでしょうか。

6. 会長及び副会長の選出

総務部長：続きまして、審議会条例第5条第1項の規定により、会長及び副会長の選出を行いたいと思っております。早速ですが、会長、副会長の推薦等について、何かご意見等はありませんでしょうか

委員：はい。事務局から何か案がありましたら、お聞かせ願います。

総務部長：ただ今、事務局案という意見がございましたが、よろしいでしょうか。

～ 委員の皆さんの了承 ～

総務部長：それでは、事務局より提案させていただきます。

事務局：それでは、事務局の案ですが、会長には、第5期、第6期計画の策定におきましても委員としてご尽力をいただきました、本市産業界の中心であります商工会議所会頭の其田勝則様を、また、副会長には、地域福祉、社会福祉関係で、さまざまな活動をされております社会福祉協議会の副会長でいらっしゃる岡本昌昭様をお願いしたいと考えております。

総務部長：皆様いかがでしょうか。

～ 委員の皆さんが拍手で賛同 ～

総務部長：ありがとうございます。事務局案を皆様に御賛同いただきましたので、会長には、其田勝則様に、副会長には、岡本昌昭様に決定させていただきたいと存じます。会長、副会長は、席の移動をお願いします。

～ 会長、副会長は席を移動 ～

総務部長：会長及び副会長から一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、一言だけご挨拶をさせていただきます。第 7 期総合計画の審議会会長ということで、非常に身の引きしまるような思いがあります。5 期、6 期には関わってきたとは言いながら、もうすっかり忘れておりますので、新しい気持ちでやっていきたいと思えます。それぞれ得意な分野が皆さんあるかと思えます。それぞれの立場で色んな意見を出していただければ、とても進行がしやすいと思えますので、よろしくお願いいたします。

副 会 長：岡本でございます。会長、そして皆様の一助になればと考えております。よろしくお願いいたします。

7. 砂川市総合計画の諮問

総務部長：ここで、当審議会に対しまして、善岡市長から「砂川市総合計画」につきまして諮問をさせていただきます。

～ 市長から会長へ諮問 ～

市 長：砂川市第 7 期総合計画の諮問について、砂川市は、平成 23 年 3 月に平成 32 年度を目標年次とした「砂川市第 6 期総合計画」を策定し、これを指針として市政を推進してきました。この度、現行の総合計画の期間が満了するに伴い、新たなまちづくりの指針となる砂川市第 7 期総合計画の策定について、砂川市総合計画審議会条例に基づき、貴審議会に諮問いたします。

総務部長：引き続き、議事に移りたいと思えます。その前に大変恐れ入りますが、市長につきましては、公務の都合上ここで退席をさせていただきたいと思えます。

総務部長：まず、本日は、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことを報告いたします。また、会議の議長は、其田会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長：議長を務めることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議に入ります前に、この会議のあり方でございますけれども、会議は本日を含め、原則公開することとし、議事録を作成するため会議の内容は録音します。また、会議内容は、委員の名前は伏せ、市のホームページ上で公開することにしたいと思っておりますが、ご意見はありますでしょうか。異議のない方は拍手をお願いします。

～ 委員の皆さんが拍手で賛同 ～

8. 議事

会 長：それでは、まず、議事の1番目に入ります。「砂川市総合計画の策定方針について」、事務局から説明をお願いします。

総務部長：それでは、新しい総合計画の策定方針について、お手元の資料の「砂川市総合計画策定方針」に沿って、ご説明申し上げます。1ページをご覧ください。まず、総合計画についてですが、砂川市の最も上位に位置づけられる10年間の長期計画で、市政の基本となる計画です。新しい総合計画策定の基本的な考え方として、背景と趣旨につきましては、(1) にありますが、少子高齢化と人口減少が全国的に進んでおり、経済状況の変化や高度情報化社会の進展など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢も大きく変化してきているなかで、これから策定する新しい総合計画は、時代の変化や様々な課題など、現実を直視したうえで計画を策定する必要があり、適切な取り組みの方向を示すものでなければならないと考えております。

また、本計画の位置づけについては、(2) にありますが、「総合計画」を構成する「基本構想」については、これまでは地方自治法第2条第4項において、市町村に策定が義務付けられていましたが、地方分権の流れの中で、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から、平成23年の地方自治法の改正により、法による策定の義務付けがなくなりました。

続いて2ページをご覧ください。こうした中、本市においては、今後も総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくために、引き続き「総合計画」を策定するとともに、この「総合計画」を市が目指す将来像への中長期的な展望

を示すまちづくりの基本方針として、また、市の最上位計画として位置付けます。

続いて、計画の策定にあたりましては、(3) 計画策定の視点にありますように、どういうことを基本にして計画をつくっていくのかということになるのですが、5つの基本的な考え方にに基づき策定を進めます。

1点目につきましては、「将来人口を見据えた計画づくり」として、「砂川市人口ビジョン」で掲げられている将来目標人口である「令和42年に10,343人、令和12年は15,071人」の実現に向け、人口減少の抑制に重点を置くとともに、人口減少の中にあっても活力のある持続可能なまちを目指した計画づくりに取り組むものであります。

次に、2点目につきましては、「市民と協働による計画づくり」として、市民の皆さんと行政が一体となって、情報を共有しあい、意見交換を行いながら、また、策定の経過や内容などの情報公開を行いながら、計画づくりに取り組むものであります。

続いて3ページをご覧ください。3点目には、「わかりやすい計画づくり」として、市民の皆さんとまちづくりの目標を共有しながら協働のまちづくりを進めるために、「施策のねらい」や「施策を実現するための基本的な手段」などを掲げ、将来の砂川がどのようなまちづくりを目指しているのか、わかりやすい計画づくりに取り組むものであります。

次に、4点目には、「『成果指標』を表した計画づくり」として、これは、「わかりやすい計画づくり」にもつながると思いますが、本市では、第6期総合計画より、まちづくりの実績の「ものさし」となる「成果指標」を設定した計画を策定し、計画に掲げたまちの姿にどのくらい近づいたか、また、各事業の取り組みがどのように貢献したかを計り、評価を行っているところです。第7期計画においても、引き続き各基本事業に「成果指標」を設定し、それらの取り組みがどのように貢献したかを計ることができる計画づくりに取り組むものであります。

最後に、5点目として、「社会経済状況を考えた計画づくり」として、これからの財政見通しや社会経済状況などについて、検討を行いながら計画づくりに取り組むものであります。

以上、申し上げましたように、これらの5点を基本にすえながら計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、「3 総合計画の概要」でございます。まず、新しい総合計画の名称は、これまでの計画の流れから『砂川市第7期総合計画』としております。また、計画の構成と期間につきましては、『基本構想』、『基本計画』、『実施計画』の三層構造で構成することとし、それぞれの内容については、基本構想は、本

市のめざす都市像やまちづくりの目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱（政策）を示すものであり、計画期間は、令和 3 年度からの 10 年間としております。

次に 4 ページをご覧ください。基本計画は、基本構想で設定した本市のめざす都市像やまちづくりの目標などを実現するために必要な施策やその目標等を示すものでありまして、計画期間は、基本構想と同様の 10 年間としております。最後に、実施計画であります。この計画は、基本計画で示された施策に基づいて、事業内容や実施時期を明らかにした行財政運営の指針となるものであります。計画期間は、3 か年計画とし、事業の成果等を確認しながら見直しを行うこととしております。

以上が、総合計画の大枠となる構成であります。特に基本構想につきましては、市長が基本構想の案を策定した後、砂川市議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条第 1 号の規定に基づきまして、市議会の議決を得て定めることとなります。

続きまして 5 ページをご覧ください。「4 総合計画の策定体制」でございますが、市民参加による計画づくりや意見反映の機会を確保し、次の取り組みを進めることとしております。

まず、1 点目の「市民の参加」では、市民の皆さんの意見を広く求めるため、本日の議題となっております、「市民意識調査」や「市民意見の募集」をはじめ、小中学生、高校生を対象とした「子どもワークショップ」の開催、さらには、まちづくりに対する意見を直接伺う、「各種団体との意見交換」や「市民との懇談会」、そして、計画案に対する「パブリックコメントの募集」を行うこととしております。

次に、6 ページをご覧ください。取り組みの 2 点目として、本日、設置となりました「総合計画審議会の設置」であります。先程、市長から審議会へ総合計画の策定について諮問をさせていただきました。今後、審議会において、現在の砂川市の状況などから、課題や問題点などを整理し、審議・検討を行いながら、新しいまちづくりの計画について答申をしていただくこととなります。なお、審議会の策定作業と進め方につきましては、後程ご説明をさせていただきます。

次に、取り組みの 3 点目として、「庁内の策定体制」であります。市の内部に「策定委員会」を設置し、総合計画の策定方針に基づき、計画素案の審議や総合調整を担い、審議会や市民から出された意見と、各事務事業との整合性を図りながら基本構想及び基本計画の原案を作成することとしています。その体系を図で表したものが 8 ページ、資料 2 になりますのでご覧ください。策定委員会については、組織図の中央部分にありますように、副市長をトッ

プとして構成しております市内部の検討組織のことであります。本委員会には、さらに、部課長などで組織する 6 つの専門部会を設置し、各分野における施策のたたき台を検討してまいります。この専門部会は、審議会の専門部会へオブザーバーとして参加し、このたたき台をもとにお互いに意見交換や協議・検討などを行うこととしております。

次に、6 ページにお戻りください。取り組みの 4 点目として、「市議会との協議」であります。これは、先ほど議決についてご説明しましたが、策定過程においても、議会への説明と十分な協議を願うこととしてまいります。

以上が、今回の総合計画策定にあたっての主な取り組みとなります。

続きまして、砂川市総合計画審議会の策定内容と進め方について、「5 策定の体制とスケジュール」と併せまして、ご説明をさせていただきます。これまでの説明で、委員の皆さんは、「それでは、私たちは具体的にどのようなことを行っていけばいいのか」と思われた方もいるのではないかと思います。10 ページの資料 4 をご覧ください。ここでは、審議会での策定の内容とその進め方について、表してございます。

まず、策定の内容ですが、これは答申していただく内容になります。答申では、基本理念、めざす都市像、そして政策となるまちづくりの基本目標から構成される「基本構想案」と、まちづくりの基本指標、土地利用の方針、そして施策となるまちづくりの基本目標を達成させるための手段、いわゆる「基本となる事業」から構成される「基本計画案」を策定していただきます。策定にあたっては、各種統計資料や市民意識調査の結果など整理ができ次第、順次、事務局から資料提供を図ってまいりますので、忌憚のないご意見をいただき、さらには、ご活躍されている分野のお知恵もいただきながら、まちづくりの方向をお決めいただきたいと思います。

次に、審議会の進め方でございますが、11 ページをご覧ください。はじめに、ステップ 1 では、委員の皆様は砂川市の現状認識をしていただく過程として、まちの現状と課題などを学ぶほか、市民意識調査などから市民の考えを把握していただきます。

次に、ステップ 2 では、現状認識をしていただいた中から、これからのまちづくりにおけるキーワードは何かを検討し、まちの将来像やまちづくりの基本目標を検討していただきます。ここまでの、基本構想を考える上での、基礎となる部分でございます。

次に、基本計画を検討するステップ 3 に進みます。ここでは、医療・保健・福祉、産業振興などといった、部門別の専門部会を設置し、市の策定委員会の専門部会との意見交換や協議・検討を行い、施策化に向けて審議をしていただきます。

そして、ステップ 4 で、各部会から審議状況を発表しあい、皆さんから意見や評価を伺うことで施策を具現化し、ステップ 5 で全体における調整や整理をおこない、ステップ 6 で答申を決定する流れとなっています。

以上が、審議会における策定内容と進め方でございます。7 ページ資料 1 をご覧ください。審議会を中心とした、市民と砂川市からなる策定体制と進行のフロー図を載せてございます。また、それぞれの連携などの関係を表した、組織図につきましては、先ほどご説明しました 8 ページ資料 2 になりますので、後ほど、ご覧ください。

最後に、今後のスケジュールですが、9 ページ資料 3 をご覧ください。まず、本日審議会を設置いたしました。11 月まで、基本構想、基本計画案を審議していただく期間としておりまして、その間、市民意識調査や子どもワークショップ、市民懇談会など市民の意見を広く聴きながら策定作業を進めてまいります。12 月には、審議の中間報告をしていただき、令和 2 年 6 月に審議会より答申をしていただく予定としております。その後、答申を基に計画をまとめ、パブリックコメントを経て、総合計画案を確定させ、9 月に市議会へ提案し、12 月議会において議決をいただきたいと考えております。なお、これらのスケジュールにおける、審議会のスケジュールと会議内容は、12 ページをご覧くださいと思います。

審議会の会議は、今回を含め来年 6 月まで全部で 11 回の会議を予定しており、次回 2 回目の会議において、専門部会を設置していただき、本年 11 月まで部会の会議も審議会と並行して月 1 回、行っていただく予定としております。

13 ページ資料 5 総合計画の変遷については、現在までの変遷を記載しておりますので、ご一読いただければと思います。

約 1 年間という、短い期間に、多くの会議を開催することとなり、委員の皆様には大変ご苦勞をおかけすることになろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いしたいと存じます。以上で、総合計画の策定方針について説明を終わります。

会 長：ただいま、事務局から策定方針について説明がありましたが、ご質問、ご意見ありませんでしょうか。

特になければ、続きまして、議事の 2 番目に入ります。(2) の「市民意識調査の実施について」と (3) の「市民意見の募集について」は、関連性がございますことから、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局：私の方から (2) の「市民意識調査の実施について」と (3) の「市民意見の募集について」、ご説明いたします。

「市民意識調査」の実施につきまして、お手元の「総合計画策定に係る「市民意識調査」の実施について（案）」に基づきまして、ご説明申し上げます。まず、1点目、調査の目的であります。調査は「第7期総合計画」を策定するにあたり、市民が市の現状をどのように認識し、また、将来どのようなまちになること、どのような暮らしを望んでいるのかについて、市民の意識、考え方を把握し、新しいまちづくりの計画の基礎資料とするために実施するものであります。

2点目、調査の対象者であります。調査は「市民アンケート」、「高校生アンケート」、「中学生アンケート」の3種類の調査を予定しております。「市民アンケート」は、令和元年5月1日現在、砂川市に居住する18歳以上の市民を対象とし、18歳以上人口14,939人の約1割である1,500人を対象といたします。「高校生アンケート」は、砂川高校の全生徒を対象といたします。市外からの通学者も含めて行います。「中学生アンケート」は、砂川中学校、石山中学校の3年生を対象といたします。こちらにつきましては前回同様でございます。

3点目、市民アンケートの対象者の抽出方法であります。令和元年5月1日現在の住民基本台帳をもとに、年代別の区分の人口構成比に応じて、市民の年代別の縮小サイズになるように割り当てする、層化無作為抽出法で抽出いたします。年代別の抽出数は表のとおりであります。

次のページ4点目、調査期間であります。予定といたしまして、「市民アンケート」は、6月14日から7月12日までとして、「広報すながわ」6月15日号で、アンケートに対するご理解、ご協力の周知を図りたいと考えております。「高校生アンケート」、「中学生アンケート」は、実施日について各学校と協議をしております。

5点目、調査方法であります。「市民アンケート」は、調査票の送付、回収は郵送で行います。「高校生アンケート」、「中学生アンケート」は、各学校に配付し、各学校での回収をお願いいたします。

6点目、配付数は、「市民アンケート」1,500通、「高校生アンケート」283通「中学生アンケート」130通を予定しております。

7点目、参考といたしまして、前回、平成21年度の調査では、「市民アンケート」は配付数1,650に対し、回収数は823、回収率は49.9%でありました。また、「高校生アンケート」は配付数437に対し、回収数は413、回収率は94.5%、「中学生アンケート」は配付数154に対し、回収数は148、回収率は96.1%でありました。

続きまして、調査内容と設問の狙いですが、まず、「市民アンケート」についてありますが、市民アンケートを別冊としておりますので、アンケ

ートの 1 ページをご覧くださいながら、調査票に基づき説明をさせていただきます。問 1 は、「回答者の属性」についてでありまして、性別、年齢、家族構成、職業、勤務先・通学先、住所地、砂川市に住み始めてからの居住年数、さらに携帯電話の保有状況についても調査し、属性を把握いたします。年齢は、若年層の声も反映させるため、対象年齢を満 18 歳以上とするとともに、各年齢構成は、20 歳未満及び、20 歳代から 70 歳以上まで、10 歳刻みで区分いたしました。住所地は、地域別のニーズも把握できるように、細分化をしております。問 2 は、「まちのイメージ」についてでありまして、砂川市に対するイメージはどうか。前回のアンケート結果及び世代間の比較を通して、市民が意識しているまちの印象を把握し、めざす都市像の設定に活用するものであります。問 3 は、「まちの住み心地」についてでありまして、市民が感じる砂川市の住み心地を問い、年代別の市民の意識を把握するものであります。問 4 は、「まちの愛着」についてでありまして、市民が感じる砂川市に対する愛着度を、年代別の市民意識を把握するものであります。

問 5-1 は、「居住の意向」についてでありまして、砂川市への定住意識の割合を把握するものであり、また、各年代を通して、将来における砂川市への定住の意向を把握するものであります。問 5-2 は、問 5 において、市内の別の地域に住みたい、あるいは市外に住みたいと回答された方にその理由について尋ね、定住を阻害している理由を把握することで、要因、問題及び課題を探り、今後の施策づくりに活用するものであります。問 6 は、「地域の土地利用」についてでありまして、居住地域における土地利用について、意向を把握し、今後の都市計画マスタープランなどの地域別構想に反映させるものであります。問 7 は、「まちづくりの満足度と重要度」についてでありまして、第 6 期総合計画の取り組みを基にして施策ごとに、まちづくりについて、現在の満足度、今後取り組むべき重要度について把握し、このデータから、まちづくりに対する市民ニーズの分析や、施策に用いる成果指標の設定などに活用するものであります。ここで大変申し訳ありませんが、1 点訂正がございまして、6 ページになりますが、現在の満足度、今後の重要度を選択する項目のうち、分野別では下の段の囲みとなりますが、「市民参画・行政運営」の分野で、4 行目の「情報通信技術の推進による行政サービスの充実」の項目で、情報の情の文字が抜けておりましたので追加をお願いいたします。問 8 は、「緑広がる景観」についてでありまして、砂川市の景観に対する満足度を把握し、市民がどのようなまち並みを望んでいるのかを探るものであります。問 9 は、「まちの緑」について、緑化に対しての市民の考え方を把握し、緑の基本計画や緑化施策に反映させるものであります。問 10-1~3 は、「公園の利活用」であり、公園の必要性和利用状況を把握し、緑の基本計画及び都市計画マ

タープランに反映させるものであります。問 11 は、「人口減少」についてであり、人口減少に対応するため、市民の意識を把握し、施策づくりに反映させるものであります。問 12 は、「少子化」についてであり、少子化に対応するため、若年層や子育て世代は何が充実していれば安心と考えられるのかを把握し、施策づくりに反映させるものであります。問 13 は、「高齢化」についてでありまして、超高齢社会に対応するため、高齢期を快適で豊かに生活していくために、何が充実していれば安心なのかを把握し、施策づくりに活用するものであります。問 14 は、「砂川市の将来像」についてでありまして、砂川市は将来どのようなまちになることを望んでいるのかを把握し、都市像とまちづくりの基本目標を考察し、基本構想の策定に活用するものであります。問 15 は、「産業の振興」についてでありまして、市民が望む産業振興について、どのようなことに力をいれるべきかを把握し、土地利用の面と併せて施策づくりに活用するものであります。問 16-1~2 は、「中心市街地の活性化」についてでありまして、中心市街地を活性化させるため、不足している要素、課題を把握し、魅力あるにぎわいの場とするための方策を探るものであります。問 17 は、「道路・交通」についてでありまして、道路や交通について、どのようなことが求められているのかを把握し、施策づくりに活用するものであります。問 18 は、「市民が想うまちの姿」についてでありまして、めざすまちづくりと、その理由について意見を聞くものがあります。問 19 は、「市民参加の考え」についてでありまして、市民参加について、どのように考えているのか、問 20 の「市民参加の現状」で、市民がどのような地域活動を行っているのか、また、どのような活動への参加を考えているのかを把握することで、まちづくりにおける市民の役割を考えることに活用するものであります。問 21 は、「提案、意見、その他」についてでありまして、アンケート調査では把握できない、市政に対する意見・要望等を記載していただき、今後のまちづくりに活用するものであります。以上が「市民アンケート」であります。

続きまして、「高校生アンケート」についてであります。別冊としておりますので、調査票に基づき説明をさせていただきます。1 ページをご覧ください。問 1 は、「回答者の属性」についてでありまして、学年、性別、居住地であります。問 2 は「まちのイメージ」、問 3 は「まちの住み心地」についてでありまして、「市民アンケート」と同様であります。問 4 は、「まちの愛着」についてでありまして、こちらも「市民アンケート」と同様であります。問 5-1~2 は、「居住の意向」及び「要因」についてでありまして、将来の砂川市への定住意識の割合を把握するものであり、また、各年代を通して、将来における砂川市への定住の意向を把握するものであります。問 5-3 は、問 5-1 に

において、市外に住みたいと回答された方にその理由について尋ね、問題及び課題を探り、今後の施策づくりに活用するものであります。問6は、「砂川高校への進学」についてでありまして、砂川高校を選んだ理由について把握し、砂川高校の魅力や特色を探るものであります。問7は、「卒業後の進路」についてでありまして、卒業後の希望進路を把握し、砂川市内での就職に対してどのように考えているかを考察するものであります。問8は、「将来の職業」についてでありまして、将来の職業像を把握し、今後のまちの産業について考察するものであります。問9～問11は、「企業の魅力」についてでありまして、高校生が就職先を考える際に重視する要因や、砂川市の企業の魅力について把握し、どのような企業が求められているかを考察するものであります。問12-1～2は、「結婚と子育て」についてでありまして、高校生がもつ現時点での結婚や子育てに対するイメージについて把握し、今後必要とされる施策について考察するものであります。問13は「砂川市の将来像」、問14は「高校生が想うまちの姿」についてでありまして、「市民アンケート」と同様であります。問15は、「今後、取り組むべき施策」についてでありまして、高校生の視点から、今後の砂川市が力を入れるべき施策を把握するものであります。問16-1～2は、「中心市街地の活性化」についてでありまして、「市民アンケート」と同様であります。問17～18は、「市民参加の意識」についてでありまして、高校生のまちづくりに対する関心、市民参加の意識について把握するものであります。問19～20は、「提案、意見、その他」についてでありまして、問20は自分が市長になったことを想定して、どのようなまちにしたいか、自由に記載していただくものであります。

以上が「高校生アンケート」であります。この他、「中学生アンケート」についても別冊となっており、設問は若干少なくしてありますが、設問のねらいについては、「高校生アンケート」とほぼ同様であります。以上が「市民意識調査」の実施についてであります。

続きまして、「市民意見の募集」の実施につきまして、資料ホチキス止め2枚をご覧くださいと存じますが、「総合計画策定に係る『市民意見の募集』の実施について（案）」に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず1点目、目的であります。今後10年間の砂川市がめざすべき姿を検討するにあたり、市民の皆さんと行政と一緒に考え、共通の目標に向けた協働のまちづくりを進めていくために、市民の皆さんが考える“砂川市がめざすまちの姿”についてご意見を伺い、総合計画の基本構想を策定するうえで参考にするために実施するものであります。市民意識調査が18歳以上の市民の中から約1割の方を抽出して実施するものでありますので、こちらは、広くまちづくりに対する意見を求めるために実施するものであります。

2 点目、実施の方法であります。テーマにつきましては、「砂川市がめざすまちの姿」といたします。募集方法につきましては、市民意見募集について、応募用紙を6月15日号の広報に折り込みを行い、全戸配布するほか、ホームページでも市民に周知を図ることとしております。また、市民の利用が比較的多い、地域交流センターゆう及び公民館、スバコにも応募用紙を配置する予定であります。提出は、住所、氏名、年齢を記入して、郵便、ファックス、Eメールなどの方法で提出していただきますが、市役所、公民館、地域交流センターゆうなどには、応募用紙と募集箱を用意し、その場で提出していただくこともできるようにまいります。なお、対象者につきましては、砂川市に在住あるいは在勤、在学されている方といたします。提出いただいた意見の活用につきましては、広報紙、ホームページにて公表するほか、基本構想のめざす都市像などを決定する際に活用いたします。なお、単に誹謗、中傷したり特定の個人や団体の情報を表したりするものについては、取り扱わないことといたします。募集期間は、6月15日から7月12日までを予定しております。以上が(3)「市民意見の募集」の実施についてであります。よろしくお願いたします。

会 長：ただいま、(2)「市民意識調査の実施」、(3)「市民意見の募集」について、事務局より説明いただきました。皆様からご質問、気になった点等々ございませんか。

委 員：説明ありがとうございます。「高校生アンケート」についてお尋ねしたいのですけれども、高校生は市外から通われている子も当然いると思うので、私が高校生だったらどう答えるかな、市外から通っている子はどうか、と考えながら聞いていました。多分、砂川市のことを考えるのか、あるいは滝川なのか歌志内なのか、人によって思い浮かべるところは違うと思うのですが、実際砂川高校に通っている、砂川から来ている子どもたちはどれくらいの割合なのか。もう1つ、砂川には市立病院の看護附属専門学校があると思うのですが、ここもアンケートの対象だとか、高校を卒業して大人になる間の子どもたちですので、そういうところにも聞いていくと、違う視点で医療を学んでいる子どもたちですから、意見が出るんじゃないかなと感じました。

会 長：事務局からどうぞ。

事務局：ただ今、ご質問とご意見があったところでございますが、ご質問の方は市外から通われている数と言いますか、砂川出身の子の数ということで、私どもの方ではすみませんが今把握しておりませんので、次回お答えしたいと思います。看護学校の件につきましては、105名が在学してございますので、今言われたような意見としまして、意見を集約と言いますか、すいあげるような方法を、アンケートが良いのかどうかというところもありますけれども、作成いたしまして、各団体につきましても意見聴取を行っていきますので、それとあわせて看護学校からの意見もすいあげるような形で考えていきたいと思っております。

会長：ありがとうございます。前向きに検討しますということで、貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見、ご要望ありますか。アンケートも6月早々に行うということですので、本日出た意見をとらえながら、次の段階に進んでいただけたらと思っております。

9. その他

会長：本日の議事についてはここまでとなりますが、その他ということで、事務局の方から何かありますか。

事務局：私から連絡事項として、3点ほどご案内がございます。まず、次回の審議会の日程についてですが、7月9日（火）ないしは10日（水）、午後3時からの開催ということで、現在考えております。後日、正副会長さんと日程を調整させていただいた上で、改めて皆様にお知らせをしたいと思います。その後の会議日程につきましても、出来るだけ早い時期に日程等を決めながら、ご案内をしていきたいと思っております。資料につきましても、事前配布を考えておまして、準備の都合もあるかと思っておりますが、出来れば1週間前には配布していきたいと思っております。

2点目は、委員報酬についてです。皆様には、審議会や部会にご出席していただくことによって、日額4,800円の委員報酬と、市役所までの距離に応じまして、費用弁償として旅費を支給させていただきます。支払いにつきましては、会議が来年6月まで複数回開催されますので、定期的に出席分をまとめまして、ご指定いただいた預金口座に振り込みたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

3点目は、ファイルの提供についてです。本日、卓上にファイルが置かれていたと思っておりますが、今後、会議の都度、資料が増えて参りますので、そちらをご

活用いただければと思っております。もう1点、連絡先の確認票を今日の会議の際に提出いただくこととなっております。お持ちの方はご提出いただきたいのと、今日お持ちでない方はご連絡をいただければ取りに行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

会 長：第1回目なので、顔合わせと全体の流れを把握するといった会となっておりますが、2回目以降は皆さんの意見がそれぞれ出てくる場が提供されると思っておりますので、本日はこれにて閉会したいと思います。最後ご意見、お聞きしたいことございませんか。

総務部長：先にご紹介しなければいけないところでしたが、先ほど市長が最初にふれたように、審議会委員は21名の方に委嘱させていただきました。本日急遽参加できなくなったということで、民生児童委員協議会の瀬戸さん、3号委員の八戸さんのお二人が欠席となっております。次回以降は出席いただけるかとは思いますが、この場で紹介させていただきます。失礼いたしました。

会 長：長時間にわたり、どうもありがとうございました。2回目以降については、またご連絡させていただきますので、参加をお願いいたします。以上をもちまして、第1回審議会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。